

5/1
受付開始

南相馬市 木造住宅等の耐震化を支援します！

まずは
地震に備えて

診断

大丈夫？ あなたの家の 耐震性

必要なときは
地震に耐える

改修

昭和56年（1981年）6月に建築基準法が改正され、耐震基準が強化されました。

補助
1

木造住宅の耐震診断

耐震診断
+
補強計画診断費用約20万円のうち
自己負担 7,000円

専門家（耐震診断者）による地震に対する建物の安全性の判定、耐震性向上のためのアドバイスを受けられます。

事前に耐震診断が必要

補助
2

木造住宅の耐震改修



一般改修

最大 **135万円補助**

段階改修

最大 **89万円補助**

支援内容：改修費・建替え費用の80%（上限 115万円）
加算額：改修費・建替え費用の10%（上限 20万円）

対象：昭和56年5月以前に建築された住宅

昭和56年6月以降に増築された住宅は対象になりません。

対象者：住宅の所有者、賃借者及び購入予定者

耐震性が低いときは、耐震改修をお勧めします。



補助対象

現地建替えも補助対象

●改修工事

耐震診断で耐震基準を満たさない住宅

●建替え工事（現地建替え）

耐震基準を満たさない住宅で避難道路沿線にある住宅

対象者：住宅の所有者、賃借者及び購入予定者



【リ・バース60】耐震改修利子補給制度（国土交通省）をご存じですか？



私ね、家の耐震性がずっと心配なの。築45年以上になるし、大きな地震が来るたびに不安になるのよ。でも、高齢だし、まとまったお金もないから、耐震改修するなんて無理だって、あきらめてるわ。

それは心配ですよ。実はそんな方にこそ、ぜひ知っていただきたい制度があるんです。
【リ・バース60】という制度をご存じですか？



そこが【リ・バース60】の大きな特徴なんです。毎月の返済は利息のみで元金は契約者が亡くなられたときに、担保にした住宅を売却するなどして一括返済することができます。



さらに、令和7年度から国は高齢者世帯の住宅耐震化を促進するために【リ・バース60】を活用した耐震改修について無利子化・低利子化することになったんです。



【リ・バース60】？ 聞いたことないわ。

【リ・バース60】は、住宅金融支援機構が提供する住宅ローンで、ご自宅を担保に融資を受け、その資金を耐震改修などに利用できるというものなんです。



それなら私も安心して耐震改修ができそうだわ。でも、手続きは難しいのかしら？

まずは、市役所の建築住宅課にご相談いただくのが、良いかと思います。



でも、ローンというと毎月の返済が大変なんじゃない？



ありがとう。早速相談してみるわ。



詳細はこちら
住宅金融支援機構HP

補助
3

ブロック塀等の 耐震改修・除却



解体・改修・建替 **最大**

公衆用道路に面した
範囲全てが基準に適
合する必要があります。

15万円補助

補助内容

解体・改修・解体にかかる費用の50%

(上限15万円)

取り壊した廃棄物の運搬及び処分のための費用
も対象です。

補助要件

避難路沿道に面し、地震等により倒壊の恐れ
があるもの
高さが1m以上。

建築基準法の規定に適合するもの、または既
存不適格(昭和56年5月以前に築造されたも
の)であるもの。

道路に面したブロック塀すべての安全性を確
保する必要があります。

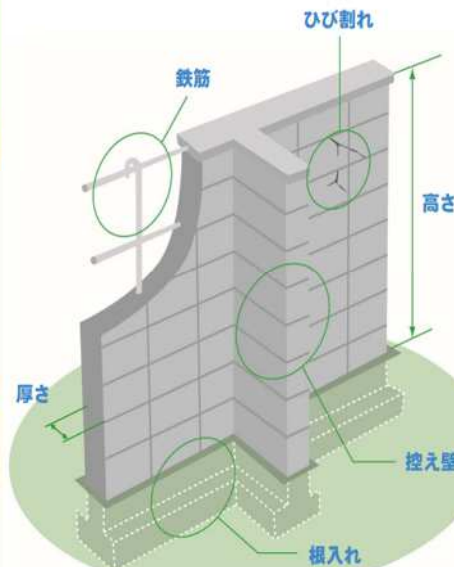
既に倒壊・撤去した塀は対象になりません。

対象者：ブロック塀等の所有者(個人)

ブロック塀等の点検のチェックポイント



国土交通省



※パンフレット「地震からわが家を守ろう」
日本建築防災協会 2013.1 をもとに
国土交通省において一部変更

ブロック塀について、以下の項目を点検し、ひとつでも不適合が
あれば危険なので改善しましょう。
まず外観で1～5をチェックし、ひとつでも不適合がある場合や
分らないことがあれば、専門家に相談しましょう。

- 1. 塀は高すぎないか
・塀の高さは地盤から2.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か
・塀の厚さは10cm以上か。(塀の高さが2m超2.2m以下
の場合は15cm以上)
- 3. 控え壁はあるか。(塀の高さが1.2m超の場合)
・塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した
控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか
・コンクリートの基礎があるか。
- 5. 塀は健全か
・塀に傾き、ひび割れはないか。
- 6. 塀に鉄筋が入っているか
・塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも 80cm間隔
以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、
横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか。
・基礎の根入れ深さは30cm以上か。(塀の高さが1.2m超の
場合)

組積造(れんが造、石造、鉄筋のないブロッ
ク造)の塀の場合

- 1. 塀の高さは地盤から1.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か。
- 3. 塀の長さ4m以下ごとに、塀の高さの
1.5倍以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか。
- 5. 塀に傾き、ひび割れはないか。

<専門家に相談しましょう>

- 6. 基礎の根入れ深さは20cm以上か。

あなたの家の瓦、緊結されていますか？ 地震や強風に強い屋根にしましょう。

補助
4

建築物屋根全面改修



全面改修

最大

65.2万円補助

耐風診断の結果、瓦の緊結に関する新基準に適合しない
建築物の屋根全面改修費用を最大65.2万円補助します。

事前に瓦業者等専門家の診断が必要です。

令和4年1月から、国の告示により瓦屋根の留付け基準が強化されました。

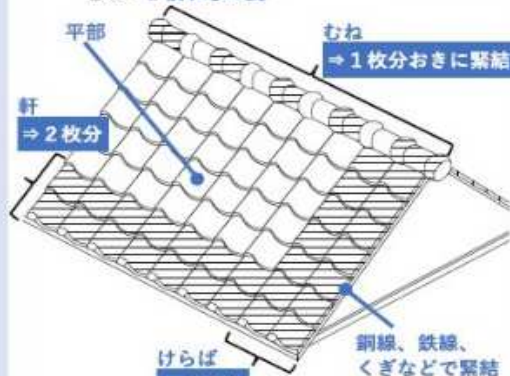
令和3年
12月までの基準

瓦が脱落



軒、けらば：端部から2枚までの瓦
むね：1枚おきの瓦

これまで



網掛け部の瓦のみが緊結対象

このような留付けの瓦屋根に
台風や地震で多くの被害が発生

令和4年
1月1日からの基準

無被害



軒、けらば、むね、平部：全ての瓦

令和4年
1月1日～

平部
→くぎ等で緊結

むね
→ねじで緊結

軒、けらば
→3本のくぎ等で緊結

全ての瓦が緊結対象

新築時には上記工法が義務化

補助内容：

改修費の23%
(上限55.2万円)

加算額：

改修面積 $m^2 \times 1$ 千円
(上限10万)

補助要件：

瓦屋根の耐震・耐風
強度が不足した建物
(事務所や倉庫も対象
です)

国の基準(令和4年
1月1日施行)を満た
すための屋根全面改修

お問い合わせ先
南相馬市
建築住宅課
電話 0244
(24) 5255